

2026年2月16日

各 位

会 社 名 株式会社カイテクノロジー  
代 表 者 名 代表取締役社長 原 仁美  
(コード番号:5581 TOKYO PRO Market)  
問 合 せ 先 取 締 役 田熊 眞司  
(TEL 03 - 6273 - 0408 )

### 従業員持株会に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月16日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年2月25日
(2) 処分株式の種類及び数	当社普通株式 40,000株
(3) 処分価額	1株につき193円
(4) 処分総額	7,720,000円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	株式会社カイテクノロジー従業員持株会
(7) その他	従業員持株会は、会員より既に拠出された手許預金により上記処分株式を取得する予定です。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、従業員の財産形成と、企業価値向上への従業員のモチベーション向上のために従業員持株会を通じた持株制度を導入しております。

当社は、配当につきましては、企業価値の向上と事業活動の維持を可能とする範囲において、事業規模拡大のための内部留保とのバランスを判断したうえで期末配当として年1回、配当性向は35%を目安とした継続的な配当を実施することを基本方針としております。従って、従業員持株会の保有株式数が増加することは、従業員の財産形成及びモチベーション向上に寄与するものと判断し、当社の保有する自己株式40,000株(772万円)を、従業員持株会へ処分することを決議いたしました。

##### 3. 処分の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当に係る処分価額は、本日(2026年2月16日)の基準値段によるものとします。これは、2025年10月14日の当社取締役会の決議により、2025年10月30日に行われた自己株式の取得の際の取得価額と同価額であり、処分予定先にとって特に有利な払込価額には該当しないものと判断しており

ます。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意見確認手続きは要しません。

以上